



牛肉・豚肉の残留抗菌性物質検査

福岡市食肉衛生検査所では、と畜された家畜の食肉に動物用医薬品等（抗菌性物質）が残留していないかを検査しています。この検査は、病畜や投薬歴があり残留の可能性が高いものを対象として行っています。

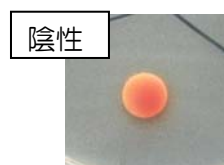
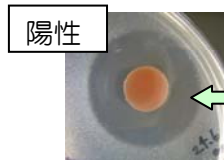
まず、腎臓を用いてスクリーニング（簡易な）検査を行います。

スクリーニング検査で陽性のときは、分析機器で動物用医薬品を特定し、定量します。

ポジティブリスト制度※¹に従って、残留基準を超える動物用医薬品等が食肉に残留している場合は、**廃棄処分**されることになります。

このほか、健康畜についても、**モニタリング検査**※²を実施し、食肉に動物用医薬品等が残留していないかを調べています。

スクリーニング検査



腎臓の液を染みこませた紙のまわりに細菌が発育しない部分があるときは、抗菌性物質が残留している可能性があります。



分析機器
(高速液体クロマトグラフ質量分析計)

※¹ ポジティブリスト制度：農薬・動物用医薬品等について、一定量以上含まれる食品の流通を禁止する制度です。

※² モニタリング検査：生産段階で家畜に対して使用される動物用医薬品等が食肉に残留している実態を把握し、適切な行政対応を図ることを目的として実施している検査です。

平成 18 年度～平成 22 年度（12/8 まで）の残留抗菌性物質検査結果

		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
牛	検査頭数※	340	302	315	302	230
	陽性頭数※	6	5	3	8	10
	枝肉廃棄頭数	0	0	0	1	1
豚	検査頭数※	344	238	403	623	379
	陽性頭数※	0	6	8	8	12
	枝肉廃棄頭数	0	0	0	0	2

※検査頭数及び陽性頭数はスクリーニング検査による頭数

福岡市食肉衛生検査所

〒812-0055 福岡市東区東浜 2-85-14

TEL.092-651-3404 FAX.092-651-9015